

# 少年院の長期処遇における適切な職業補導種目の選定と職業訓練修了者の成行に関する研究(その1)

中央研究所 藤原 正  
水野 周  
小島 賢一  
矯正研修所 泉 俊幸  
新江 正治

## 第一編 はじめに

少年院における長期処遇では、出院者の社会的自立をはかり、将来の社会生活の安定を確保するためには、社会生活の基盤となる職業選択と職業生活への定着が重要であるとされ、出院者の更生意欲の点からみても、出院後の安定した職業生活の有無が大きく影響すると言われている。

こうした見地から少年院では、長期処遇を対象としてこれまで各種の職業補導種目を整備し、在院者の職業興味・職業能力の開発や職業上の資格・免許の取得につながる訓練種目の拡充に努力してきた。

一方、少年院の対象となる非行少年についてみると、社会情勢の動きにつれて非行の態様も、少年の数・質ともに変化をみせており、これに対応して少年院の在り方にも見直しが必要になっている現状がある。

このため、矯正局は平成3年に短期処遇に特修短期を導入するなどの措置を講じ、少年院の運営に一層の改善を図ったのであるが、このことは、長期処遇の見直しがこれに続くことを示唆していると考えてよい。

長期処遇の改善措置が考慮される時、長期処遇の中でも他の指導領域に比して、長い時間を割いて指導している職業補導・訓練について、見直しの比重が高くなることは当然

であろう。

加えられる検討には色々な角度があろうが、この研究ではその中から在院者の更生に一層役立つ職業補導種目の選定と、職業訓練の効果測定を含めた訓練修了者の成行の二点を研究対象として選定した。

研究は関連した先行研究・調査の分析から始めることとし、職業補導・訓練に関する部分を主として藤原と新江が、出院者の成行に関する部分を小島・水野・泉が担当し、その結果が得られたとき、研究の第二ステップとして社会情勢を加味しつつ適切な補導種目の選定と、職業訓練修了者の成行調査の実施とその結果分析を行うこととした。

今回は第一ステップとして行った先行調査・調査の分析結果を新江がまとめた「職業補導種目の適正選択に関する一考察」と泉がまとめた「先行研究の分析による成行調査の方法に関する一考察」を第二編・第三編として報告する。

なお、成行調査については、泉の報告を得て小島・水野を中心に実施すべき調査票の成案を得ており、現在行われている少年院の職業補導・訓練の態様についての調査も藤原・小島を中心に調査票の成案を得ており、その調査結果と分析については本研究「その2」として次号紀要に報告したい。

## 第二編 職業補導種目の適正選択に関する一考案

### 1 基本的視座

本研究は、長期処遇対象少年にとって、どのような職業補導種目が適正であるのかを考えようとするものである。その場合の手がかりについて、あえて最も抽象的な言い方をすれば、それは、在院少年にとって「最善の利益」<sup>(1)</sup>となる職業補導種目は何か、ということではないだろうか。

その「最善の利益」とは何か。これについて、1990年に国連総会で採択された「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」中の職業補導に関する条項を手がかりに検討してみよう。

幾つかの関係条項の中で特に第42条は、「すべての少年は、将来の雇用を準備する上で有用と思われる職種について職業訓練を受ける権利を有する。」<sup>(2)</sup>と規定する。ここから、将来の雇用に対する「有用性」ということが導き出せる。それは、在院者が社会復帰した際に適切な仕事を得る可能性を高めるものでなければならないという要請を含むものであろう（同国連規則45条参照）。

ところで、同条項は、「権利」という言葉を用いている。この規則が国連総会で採択されたとはいうものの、条約とは異なるものであり、したがって、その国内法における権利性はもともと問題とならない。しかし、日本国が国連の加盟国であることから、この権利について、何らかの意義を認め、対応的措置を検討することは必要なことであろう。

そこで、その意味するところを検討するに、当該条項は、児童の権利主体性を認める「児童の権利に関する条約」との関係でとらえることが必要だと思われる。すなわち、同条約37条(C)では、「自由を奪われたすべての児童は、人道的に、人間固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること」を「確保する」義務を締

約国に課している。こうした同条約の規定を踏まえてこの「権利」を考えると、それは、少年の成長発達段階におけるニーズ等を相応に考慮して、雇用を準備する上で有用な職業訓練を受けさせる責務が国にあることを規定したものと解されよう。

このような職業補導を考える場合の視点は、実は、少年院処遇規則の中にすでに示されているのである（1条、16条参照）。

以上から、在院少年にとって「最善の利益」となる職業補導種目は何か、という問題については、一つには、在院少年の自立の助長促進にとって有益であるかどうか、第2に、将来の雇用に対して「有用性」をもつかどうかといったことを指導理念として、検討すべきことになろう。

(1) 「最善の利益」(the best interests)という文言は、「児童の権利に関する条約」(1992年3月13日閣議決定の政府訳)の中で繰り返しかわれている(3条、9条、18条参照)。それが何を意味するかを同条約は語っていない。しかし、この文言は、今後、非行少年を含め、少年を扱う(立法的、行政的及び司法的に)際のキーワードとなるに違いない。

なお、1959年の「子どもの権利宣言」の中にも、この文言がみられる。

(2) この訳は、沢登俊雄・比較少年法研究会著「少年司法と国際準則」(三省堂、1991)による。

## 2 職業補導に関する考え方

### (1) 主張の対立

少年院における職業補導に関しては、その重点をどこに置くかで、従来から二つの考え方が対立しているという<sup>(3)</sup>。一方は、資格の取得や技術の習得に力を入れるよりも、職業意識のかん養や職業的態度の育成に力を入れるべきであるという考え方であり、他方は、少年の将来性を考慮して「手に職をつけて」出院させるという、言わば技術面を重視する考え方である。

ところで、なぜここで、職業補導に関する考え方を問題にするのかというと、いずれの

考え方を重視するかで、職業補導種目の選択の方向が異なってくると考えられるからである。例えば、後者の考えを重視すると、資格が取得できたり、技能が身に付くような種目がよいということになり、そうしたことが実現可能な種目を選択するという方向に向かうことになる。他方、前者を重視すると、必ずしもそうした方向を目指さなくても、勤労を重んずる態度等を培うのにふさわしいものであればよいということになろう。

さて、実は、この二つの考え方は、職業補導概念の両側面を言い表している。板垣によれば、「少年院における職業教育は、(中略)職業補導という名称と呼ばれ」、「職業教育には、一つには技能と、これを応用する能力の付与という側面があり、もう一つには、勤労を重んずる態度を培い豊かな職業生活を営むことができるような人間を作り上げるという、いわば人間陶冶という側面とがあると考えられる。」とし、この「二つの側面が少年院においては一体となって機能しているといっ  
てよい。」<sup>9)</sup>という。

それでは、なぜ、両機能が現実的には対立する主張となって現れるのであろうか。それは、「職業訓練によって、専門の知識・技能を習得させて少年の『雇用価値』をたかめ、以て彼等の更生に役立たせようという単純な図式は、容易には成立しえない現実がある。」<sup>9)</sup>からである。

竹内らは、表1にあるように、1,589人の在院者を対象に、職業生活に関する実態調査を行った結果、次のように指摘する。

表1 調査対象少年

処遇分類級	総数	男子	女子
総数	1,589	1,293	296
B S 級	458	404	54
B G。 級	892	750	142
B V 級	139	139	—
その他の分類級	100	—	100

① 対象人員の92%の者が入院前に就労経験を持つが、このうち一回以上の転職経験のある者が94.6%であり、初職から本件非行時までの間の平均転職回数は4.9回であり、就労期間も短い。

② 離職理由も、「さぼっていきにくくなった」、「上司とけんかしたため」、「事件を起こしたため」など、よりよい仕事を求めるもの(職業的探索)とは関係ない理由が多い。

③ 中卒者の比率は、60.3%を占めているが、その者のうち初職の求職方法として「学校紹介」を挙げた者の比率は、13.8%と低い。この背景として、学校不適応や在学中の問題行動歴があることが推察できるが、このことから、彼らの多くは、学校において十分な進路指導を受けてこなくて、適切な援助のない状態の中で、頻回転職の職業経歴を積み、安易で皮相的な職業観を育ててきたと思われる。

こうした指摘を前にすると、長島も言うように、「『職業意欲』に関する教育がいかに重要であるかを改めて考えさせられる」<sup>10)</sup>し、また、職業補導を「単に知識・技能習得の場と限定的に捉えるのではなく、より広い教育の場として把握することが重要」<sup>10)</sup>だともいえよう。

## (2) 主張の統合

しかし、技術的側面を重視する考えも、やはり軽視することはできないであろう。

竹内らは、「収容少年の多くは、学卒・中退後比較的速やかに就職するが、転職を繰り返す過程で職業生活から離脱し、無職・徒食の生活に入ったり、転職を重ねながらも比較的長期間仕事を継続する者など、その様様は様々である。したがって、本件非行時の有職無職は、直ちにその者の職業経歴を示すものではない」<sup>11)</sup>と断った上で、本件非行時無職であった者は、対象人員(1,589人)中、53.5%であり、このことは、「非行を考える

上では意味があるものと思われる。」としている<sup>(6)</sup>。そのことと、上記のように、多くの少年は就労経験を有するが、その大半が長続きしないこと、健全な職業意識が育っていないこと等を考え合わせると、長島も言うように、「職業生活に挫折した時が極めて『危険な状態』になっている」と考えられる。そしてまた、こうした統計に表れた事実を前にすると、竹内らが指摘しているように、やはり、職業生活の「継続性」を依然として強調せざるを得ない<sup>(7)</sup>。

ところで、ここでいう「継続性」の意味内容は何かであろうか。消極的には、非行を犯さないということを含むものであろうが<sup>(8)</sup>、職業補導の見地からは、職業生活を維持すること、ということになるだろう。そうであるなら、それを支えるために、職業意識のかん養や職業的態度の育成とともに、資格の取得や技術の習得にも力を入れる必要がある、ということになるだろう。

なお、このことは、「基本的視座」で述べた、二つの視点とも重なり合うものである。

- (1) 竹内ほか「少年院在院者の職業生活についての実態と意識について」（法務総合研究所研究部紀要 35 所収 p.131：1992）。以下、この研究論文を引用する場合は、「竹内ら」という。
- (2) 副島和穂編「矯正教育概論」（有斐閣双書：1981）p.69 以下。なお、法務省矯正研修所編「教材少年院法」も、職業補導は、「少年の特性、進路等に即して、それに合致した指導計画の下で行われ、職業的・知識の付与に偏らず、労働者・勤労者としての職業観、勤労態度、社会観のかん養を目指して行われるべきものである。」と指摘している。
- (3) 江尻ほか「職業訓練課程についての一考察」（東北矯正研究所収 p.41：1986）
- (4) 長島寿勝「少年院における職業補導の在り方に関する研究」（矯正研究 24 号 p.48：1988）
- (5) 江尻ほか前掲 p.41
- (6) 参考までに、矯正統計年報により、少年院新収容者に占める無職少年の比率を求めると、平成元年は、男子が 61.4%（総数 4,253 人中）、女子が 78.3%（総数 558 人中）、平成 2 年は、男子が

58.3%（総数 3,769 人中）、女子が 79.5%（総数 465 人中）、平成 3 年は、男子が 53.6%（総数 3,813 人中）、女子が 78.2%（総数 516 人中）となっている。ただし、無職少年の中に、在学中の者は含めていない。

- (7) 一般社会では、転職を許容する傾向にあり、平成 4 年版労働白書も、今回の景気拡大期にみられた特徴の一つとして、転職等の労働移動の活発化を指摘しており、その背景として、自己実現意識の高まり等の勤労者意識の変化、中途採用者に対する企業の対応の変化等の転職環境の変化などを挙げている（同書 p.137 以下）。こうした時代の流れからすると、少年院においても、在院者が、理由はともかく、出院後転職するであろうことを視野に入れて、しっかりと進路指導等を実施していくことも必要であろう。
- (8) いわゆる「侵害原理」が適用される領域の問題（非行性の除去）であり、やはり職業補導は、生活指導と有機的関連を持たなければならないのである。

### 3 適切な職業補導種目の選定に当たり考慮すべき事項

「技術革新の進展、高齢化社会への移行、サービス経済化の進展など、職業能力開発をとりまく急激な環境条件の変化は、労働者が求め、また労働者に求められる職業能力に大きな変化をもたらしている。」<sup>(1)</sup>という指摘がある。少年院における職業補導においても、技術革新等の時代変化に適応する広範な職業能力の形成に力を注ぐことも必要となろう。しかし、在院者の特性を除外して考えても、その平均在院期間で、そのような広範な職業能力の形成を求めることには無理がある。むしろ、一つでも二つでも、社会的通用力のある、換言すれば、将来の雇用に対して「有用性」のある知識・技能を取得（資格取得も含めて）させて出院させることの方が、有効であろうと思われる<sup>(2)</sup>。また、そのような知識・技能を習得することは、少年にとって励みとなろうし、またその過程で、職業意識のかん養や職業的態度の育成にも、計画的かつ継続的に力を注いでいかなければならないことと思われる。

さて、将来の雇用に対する「有用性」という観点から、職業補導種目の選定をするに際して考慮すべき事項を、幾つか検討してみよう。

(1) 技能・資格と職業生活の「継続性」との関連性

竹内らは、学卒・中退後就職した男子1,237人のうち、初職及び転職4回以上の男子631人を対象に(女子についても調査しているが、ここではふれない。),「転職回数に伴う職業の変遷」を調べている<sup>(3)</sup>。詳しい紹介はしないが、まとめとして、「職業の継続性は職種及び職域によって差が認められ、技能工職種については、比較的高い継続性を示しており、初職において技能工職種に就いた者は、その後の職歴においても同種ないしは同一の職域に就労する傾向が認められ。」という<sup>(4)</sup>。

そうであるなら、技能等と職業生活の「継続性」とは有意の関連があることになり、職業補導種目の選定をするに際しては、職業能力開発促進法(以下「職開法」という。)に基づく職業訓練種目ないし資格取得が可能な種目を一応念頭に置くことが必要であるということになる<sup>(5)</sup>。

(2) 労働力需給の展望等

次に、労働力需要の展望等から検討してみよう。一般に、今後の労働市場は、2000年までは、出生率の低下等を背景として、労働力人口の伸びが鈍化傾向に転じ、さらに21世紀には、その流れが一層進展し、労働力供給が減少に転ずるとともに、労働力不足感が一層強まることが予想されている<sup>(6)</sup>。こうした中で、産業別の就業者数の動き(表2参照)をみると、第1次産業は低下傾向にあり、第2次産業は横ばいないしゆるやかな低下傾向を示し、第3次産業はサービス業の増加を中心に上昇が見込まれる。また、職業別就業者の動き(表3参照)からは、「専門的、技術的職業従事者」を中心に、2000年までに、

「事務従事者」、「販売従事者」、「運輸通信従事者」、「保安・サービス職業従事者」等が増加し、やや「技能工・生産工程・労働作業員」の減少が見込まれる。ただ、「技能工・生産工程・労働作業員」の全就業者数に占める割合は、21世紀に入っても最も高いと見込まれるので、これに関係する職業補導種目(例えば、電気工事科等)を設けることに支障はないのではないかと考えられる。

以上みてきたように、労働市場は、今後、情報化、消費者ニーズの多様化、さらには高齢化といった社会構造の変化の中で、サービス業を中心に、大きな転換期を迎えようとしている。したがって、少年院における職業補導種目を考える場合にも、こうした動向を踏まえることが大切になる。

(3) 教育的観点

このように、種目選定の問題を、経済・社会の情勢という側面から検討することは必要なことではあるが、十分とはいえない。少年院在院者が、将来どのような職業に就きたいと希望しているかも、同時に考慮する必要がある。なぜなら、本人の希望職種と職業補導種目との対応関係が、強まれば強まるほど本人の出院後の生活設計も、具体化ができ、立てやすくなるし、指導する側にとっても、本人の自覚に訴えた指導が展開しやすくなると考えられるからである。在院者は、収容されている状況にはあるが、押しつけではなく、自ら選択したという点に教育的意味があるのである<sup>(7)</sup>。

竹内らの調査結果から、男子(1,293人)の第一希望を高い順に挙げれば、①建設技能工(鳶、大工等)(25.8%)、②機械関連技能工(溶接、電気工事等)(22.9%)、③運輸関係(11.9%)、④建設関連技能工(塗装、内装工等)・調理関係(共に8.9%)となり、同じく女子(296人)については、①販売店員(23.3%)、②ウエイトレス(21.6%)、③事務(13.5%)、④理容、美容(10.8%)、

表2 産業別就業者の推移と見通し (万人, %)

産業	就業者数			
	1980年	1990年	2000年 (推計)	2010年 (推計)
産業計	5,536	6,249	6,537	6,339
第1次産業	577	451	313	239
第2次産業	1,926	2,099	2,101	1,956
建設業	548	588	533	481
製造業	1,367	1,505	1,562	1,469
(機械関連)	537	667	719	646
(上記以外の製造業)	830	838	843	823
第3次産業	3,019	3,699	4,124	4,144
電気・ガス・熱供・水道業	30	30	30	30
卸売・小売業, 飲店	1,248	1,415	1,400	1,426
金融・保険業, 不産業	191	259	261	239
運輸・通信業	350	375	430	430
サービス業	1,200	1,620	2,003	2,019

(資料) 1 1980年, 1990年は, 総務庁統計局「労働力調査」による。

2 2000年, 2010年は, 雇用政策研究会の推計による。  
(注)は省略)

表3 職業別就業者の推移と見通し (万人, %)

職業	就業者数			
	1980年	1990年	2000年 (推計)	2010年 (推計)
職業計	5,536	6,249	6,537	6,339
専門的・技術的職業従者	438	690	969	1,113
管理的職業従事者	220	239	254	244
事務従事者	924	1,157	1,270	1,235
販売従事者	797	940	952	951
農林漁業作業従事者	570	448	312	237
運輸・通信従事者	248	233	244	229
技能工・生産工程・労務作業従事者	1,821	1,976	1,921	1,728
保安・サービス職業従事者	513	563	613	601

(資料出所) 1 1980年, 1990年は, 総務庁統計局「労働力調査」による。

2 2000年, 2010年は, 雇用政策研究会の推計による。

⑤調理 (5.4%) となっている。

こうした調査結果をみると, 在院者の希望する職種は, 先の「労働力需給の展望等」からみて, 将来的にも安定した職種の範囲内にあるように思われる<sup>(8)</sup>。

表4 長期処遇対象者の平均在院期間

	男子		女子	
	退院	仮退院	退院	仮退院
平成元年	362	357	389	363
平成2年	368	366	364	361
平成3年	370	371	360	373

出典: 矯正統計年報による。単位は日

(4) 平均在院期間

さらに視点を変えて検討すると、そこには、絶対的ともいえる制約条件が存在している。それは、長期処遇対象少年の平均在院期間からくる制約である。表4は、平成元年から同3年までの長期処遇対象少年の平均在院期間をみたものであるが、これからいえることは、第1に、男女とも、一年以内に実施できる種目であることが必要だということ、第2に収容期間の弾力的運用ということから、更に短い期間で実施できる種目が適当だということであり、結局、10か月前後で実施できる種目が適当であるということになる。

- (1) 雇用促進事業団職業訓練研究センター企業内教育研究会編「これからの職業能力開発」(1986) p.16
- (2) もちろん、そのみを目的とすることは、長島も指摘するように、「職業補導本来の目的を見失うことになる。」
- (3) 竹内ら前掲 p.107 以下参照
- (4) 職業の継続性は、少年院入院前ばかりでなく、在院者が職業補導を受け、出院した後の成行調査によっても明らかにされなければならない事柄であることは、言うまでもない。
- (5) 断っておくが、少年院における職業補導を、全体として、技能工養成に重点を置くものにシフトさせていくべきだといっているのではない。
- (6) 労働省職業安定局編「労働力需給の長期展望」(雇用政策研究会報告：1992) 参照。なお、表2及び表3は、同報告書からの引用である(ただし、抜粋)。
- (7) そのためには、少年院の職業補導に関する十分なオリエンテーションが実施されなければならないし、少年の適性や保護者の意向等を踏まえた進路指導の充実も図られなければならない。
- (8) ただし、女子で希望が多い「ウエイトレス」等の接客業については、見過ごせない問題がある。竹内らによると、女子は転職に伴い、ホステス等の接客業に集中する傾向があり、また、有職期間率(就労可能期間に占める実働期間の割合)75%以上の者について覚せい剤使用歴のある者の本件非行時の職種を見ると、その多くは接客業を中心としたサービス業で占められているという。

4 実施が可能かつ相当である職業補導種目

それでは、具体的に、10か月前後で実施できる種目に何があるかということについて、先に検討した労働力需給の動向や在院者の希望職種、現在長期処遇を実施する少年院で行われている職業補導種目等を参考にしながら、若干の考察をしてみたい。

(1) 職開法に基づく職業訓練等を履修することによる効果等からみた職業補導種目

職開法に基づく職業訓練<sup>(1)</sup>は、多種多様である。在院者の多くが、中学卒であること<sup>(2)</sup>や平均在院期間等から、その中で選択し得る種目は、おのずから限定されるが、従来から職業訓練課程の少年院を中心に、電気工事科、溶接科、板金科、木工科等の訓練科が実施されてきており、今後も維持継続していく必要性は高いであろう。そして、当該訓練を修了すると修了証書(履修証明書)を取得できる。

ところで、この履修証明書は、それ自体として、一定の技能・知識があることの証明になり、雇用する側の信頼の基礎になり得るのであろう。がしかし、職開法に基づく職業訓練を履修したことにどれほどの社会的通用力があるのかを検討してみる余地はないだろうか。また、当該訓練と他の法令等に基づいて実施する職業訓練とはどのような関係にあるのか、さらに、矯正教育の指導領域において位置づけの明確でない資格取得を目指す指導についてどう考えるべきか、といった観点からも、問題とすべきことがあるように思われる。ここでは、そういった観点から、幾つか具体的に考察してみる。

ア 例えば、理容師、美容師の免許取得を目指す場合

この二つの資格は、女子在院者の希望職種の中で、4番目に顔を出している。また、サービス業に属し、比較的安定していると考えられる。さらに、中学卒の資格さえあれば、取得が可能である。

さて、これらについては、①厚生大臣の指

定した理容師又は美容師養成施設で、定められた期間以上（1年）、理容師又は美容師たるに必要な知識及び技能を習得すること、②理容所又は美容所で1年間の実地修練を積むこと、③厚生大臣の指定機関の行う試験に合格すること、といった段階を踏まなければ、それぞれの免状を取得できない<sup>6)</sup>。

長期処遇を実施する少年院において、これらの免許取得のための指導を行おうとする場合、その第二及び第三段階（学科試験は除く。）は、主として在院期間から考えて、おそらく実施不可能と思われる。がしかし、第一段階は、クリアー可能である。その方法としては、⑦職開法に基づく職業訓練として、理容科又は美容科を設けること、①少年院が、それらの養成施設として、厚生大臣から指定を受けること<sup>6)</sup>が考えられる。

しかし、⑦の方法では、たとい訓練を履修したとしても、①の養成施設で必要な学科を修めた者と同様には扱われない。つまり職開法に基づく訓練として、理容科又は美容科を設けて実施したところで、それを履修した在院者は、社会復帰後、厚生大臣の指定する養成施設に入り直して免状を取得しなければ、理容師又は美容師の仕事に携わることができないのである。

①の方法であれば、第一段階はもちろんのこと、第三段階の学科試験受験も当該施設で行うことができ<sup>6)</sup>、在院者を免許取得までかなり近づけることができる。つまり、訓練を修了した在院者は、退院又は仮退院後、1年間の実地修練を積むことで<sup>6)</sup>、それぞれの試験のうち、実地試験を受験することが残されているだけである。そうであれば、①の方法による理容師、美容師の資格取得を目指す指導は、在院者の社会復帰にとって、かなりの有効打となるように思われる<sup>7)</sup>。

なお、前述の⑦及び①の方法は、厳密に考えた場合に選択し得る方法であって、実際に、職開法に基づく職業訓練として、理容科又は

美容科を設ける場合は、同時に、理容師又は美容師養成施設として、厚生大臣から指定を受けるべきである。なぜなら、同じような知識・技能を習得しながら、一方は免許取得に結びつき、他方はそうではないというのでは、意味がないからである<sup>6)</sup>。

イ 例えば、情報処理に関する種目を設けようとする場合

これについても、職開法に基づく職業訓練として、現在、和文タイプ科及び英文タイプ科<sup>6)</sup>などがあり、訓練期間が6か月なので、実施できないわけではないが、タイプの仕事は、現在のような技術革新の時代においては、OA機器にとって代われ、斜陽の仕事であることは、もはや常識となっている。したがって、この種の種目を履修しても、その社会的通用力は極めて低く、職業補導種目としては適さないと考えるべきである。

こうした事情からか、現在、長期処遇施設、短期処遇施設を問わず、相当数の少年院で、「資格取得講座」等の名称で、ワープロやコンピュータ等のOA機器の操作技能の習得に向けられた指導が展開されている<sup>6)</sup>。がしかし、矯正教育の指導領域におけるその位置づけは、各施設まちまちである<sup>6)</sup>。

ところで、OA機器は、産業界の全分野で、経営の効率化・合理化等のために、その普及が著しい。また、各種技能検定等で技能の認定を受けることで、学歴等で不利な状況にある在院者が、例えば、事務従事者やサービス職業従事者として就職しようとする際に、ある程度有効に作用するのではないかと考えられる。さらに、定まった訓練期間というものではなく、男女を問わず履修できる種目でもあるので、言わば、各施設の実情に応じて自由にカリキュラムを編成することが可能である。(2) 経済社会情勢の変化に対処し得る職業能力の育成という観点からみた職業補導種目技術革新の進展等、職業能力開発を取り巻く急激な環境条件の変化が、労働者に求めら



れる職業能力に大きな変化をもたらしているとしたら、在院者に、できる限り、雇用を取り巻く経済社会情勢の変化に対処し得る職業能力を身に付けさせるという方向で、職業補導を実施することが必要となる。

#### ア 多様な職業能力の養成

現在、職業訓練課程（V）の設置されている少年院に限らず、他の長期処遇の課程（G<sub>1</sub>及びG<sub>0</sub>）が置かれている男子少年院においても、そのほとんどが、経済社会情勢の変化を念頭に置き、かつ、在院者が就職する際に少しでも有利に働けばと、いわゆる多能工養成に努めている。そこで実施されている資格取得のための指導は、特定の種目の訓練過程で、それと関連して、あるいは職業補導の一環としての資格取得講座等を特に設けて行われている。そして、その種類も多岐にわたる<sup>10)</sup>。

#### イ 例えば、高齢化社会に備えた人材の育成

職開法に基づく職業訓練（能力再開発訓練）として、仮に「介護サービス科」を設けて実施した場合、これを履修すると、「介護アテンドサービス士」の認定試験を受験できるし（労働大臣が認定）、「介護福祉士」になる道も開かれる<sup>10)</sup>。また、近づく高齢化社会において、こうした資格を得ていると、需要も多く、老人福祉施設等で、やりがいをもって活躍できるのではないかと考えられる。

以上、ア及びイのように、職業補導は、経済社会情勢の変化に対応できる職業人の育成をも期して行われる必要があり、現在の長期処遇を実施する少年院における職業補導は、一面妥当な線に添っているといえるのではないだろうか。今後は、イで述べたような種目も取り入れ、更に時代の流れに沿うように努めていかなければならないと考える。

- (1) 職開法に基づいて少年院において実施できる認定職業訓練に、普通課程の養成訓練と職業転換課程の能力再開発訓練とがある。しかし、平成4年

6月3日、「職業能力開発促進法の一部を改正する法律」が公布され、平成5年4月1日から施行されることとなり、これによると、養成訓練、能力再開発訓練及び向上訓練といった区分を廃止し、新たに普通職業訓練及び高度職業訓練並びに当該訓練課程の期間の長短による区分を設けるものとされている。おおむね、従来の養成訓練は普通職業訓練の長期の区分に、また、能力再開発訓練は普通職業訓練の短期の区分に属し、さらに普通職業訓練の訓練科も全面的に書き直しが行われるようである（平成4年6月3日付け「官報」参照）。

- (2) 矯正統計年報により、中学卒の資格しかない者（高校中退者を含め、高校在学中の者を除く。また、中学在学中の者は、中学卒の資格を持っている者と仮定する。）の少年院新収容者全体に占める割合を調べると、平成元年が94.9%、平成2年が94.8%、平成3年が94.6%となっており、極めて高率であることが分かる。
- (3) 資格取得に関する各種の図書を参考とした。
- (4) 福岡少年院の高等理容学校は、その指定施設である。
- (5) 川越少年刑務所の場合、試験センターの出張試験という方法がとられている。
- (6) したがって、保護との連携が鍵となる。
- (7) 今後は、福岡少年院の実績を踏まえ、男子施設、女子施設を問わず、また、広域収容等も考慮して、適正と思われる相当数の施設で、実施されてもよい種目ではないかと考えられる。
- (8) 第2種電気工事士の免許取得（学歴の制限はない。）を目指そうとする場合にも、職開法に基づく職業訓練として、電気工事科を設けて実施する方法と、通産大臣から、電気工事士養成施設として指定を受け、所定の課程を編成して実施する方法とがある。この場合も、認定、指定の両者を受けておく必要があろう。
- (9) 「職業能力開発促進法の一部を改正する法律」の施行に伴い、「英文タイプ科」、「和文タイプ科」は削除されるようである。
- (10) 法務省矯正局「全国の少年院 特色のあるその横顔」（1992）参照
- (11) 各施設のこの指導に対する考え方の違いからか、あるいは職業補導の領域に位置づけたり（例えば、多摩少年院、榛名女子学園）、あるいは教科教育の領域に位置づけたり（例えば、新潟少年院）、あるいは生活指導の領域の進路指導として位置づけたり（例えば、豊岡学園）している。しかし、将来の雇用に対する「有用性」という観点から実

施されているのであれば、職業補導の中に位置づけるべきではないか。

- (12) すなわち、①ガス溶接（ガス溶接技能講習修了証が取得できる。）、②アーク溶接（アーク溶接技術証明書（基本、専門級）が取得できる。）、③半自動アーク溶接（半自動アーク溶接技術証明書（基本、専門級）が取得できる。）、④危険物取扱（乙・丙種危険物取扱者免状が取得できる。）、⑤小型車両系建設機械（当該運転免許が取得できる。）、⑥大型特殊自動車運転（当該運転免許と車両系建設機械運転技能講習修了証が取得できる。）等である。このうち⑥は、矯正局長通達に基づき、全国の少年院のうち、茨城農芸学院、人吉農芸学院及び北海少年院の3庁で実施されているものである。なお、ワープロについては前述した。
- (13) 介護福祉士については、現在までのところ、労働省認定の職業訓練である介護サービス科の課程を履修していてもその受験資格がなく、さらに、厚生省が指定する施設で3年以上の実務経験を積む必要がある。

## 5 今後の課題

いままで述べてきたなかで、不十分な点が、多々あるように思う。それについて、少しばかり触れておきたい。

第1に、前に指摘したように、「職業生活の継続性」と非行等の問題行動との関係については、少年院入院前ばかりでなく、在院者が少年院で職業補導を受け、その受けた経験や取得した資格等をどう生かしているかなどといったことに関する、出院した後の成行調査によっても明らかにされる必要があるということである<sup>1)</sup>。第2に、女子在院者を対象とする職業補導種目に関する考察が不足していることである。最近、4の注(12)に掲げた種目のうち、あるものを（例えば、危険物取扱等）、男子少年院に仮収容するという方法で受講させている女子施設があるが、新たな試みとして注目されよう。こうした新たな観点をも踏まえて、検討を進めていく必要がある。第3に、職業補導種目の選択について、ある程度の大まかな方向は示唆することができたように思われるが、これを超えて、具体的な種目を提示し、それをどのように長期処

遇の少年院で実施すべきかといった問題（長期処遇再編の問題、指導職員の養成の問題、予算の問題等を含む。）について触れることがなかった。後者の問題は、おそらく本研究の範囲を超えたところの問題、すなわち当局の行政的判断にゆだねられた事項だと考える。

最後に、本テーマと同様の研究は、過去にほとんどなされていない<sup>2)</sup>。それは、第3で触れたように、当局の行政的判断にゆだねられるべき事項が多く、また、経済社会の複雑な情勢がからむ問題でもあるし、さらに、出院者の成り行きの良いあるいは不良という結果と職業補導とが、果たしてどう関係しているのかといった、はなはだ証明困難と思われる問題がつきまとっているからかもしれない。いずれにしても、職業補導を受けたことが、在院者の「最善の利益」へとつながるように、様々な角度から、職業補導に関する研究が積み重ねられていかなければならないように思う。

- (1) なお、こうした成行調査では、同時に、矯正と保護との連携が、どの程度行われているのかといった実態についても、ある程度明らかになるように思われる。
- (2) 本テーマと直接関係のある研究は、本研究で引用しているもの以外では、少ないように思う。職業補導に関するほとんどの研究は、個々の職業補導種目の実施や指導上の問題、評価の問題等をめぐるものである。

## 第三編 先行研究の分析による成行調査の方法に関する一考察

### I はじめに

小論は、今回の研究の前提として、過去に行われた成行調査に関する先行研究を分析し、成行調査の方法の一般的動向を概観するとともに、成行調査の実施上及び調査結果の評価上の問題について考察することを目的として

いる。

方法として、中央研究所文献データベースから、キーワード「成行調査」等により文献リストを作成し、更の中の中から今回の当所の調査目的に比較的共通した目的を持つと思われる先行研究 25 件を抽出し、分析の対象とした。

文献目録からかなりランダムに抽出したものであり、結果的に後述のとおり各研究の実施規模、結果の精度等にもかなりの格差が認められ同一のレベルで評価しがたい側面が強かったので、動向の記述に当たっては、あえて統計的に処理することは避け、一般的傾向を述べるにとどめた。

また、専ら調査方法について考察することを主眼としたので、成行調査の結果自体の動向について述べる場所は少ない。これについては、別の研究に譲りたい。(注1)

## II 成行調査の方法の一般的動向

まず、過去に実施された成行調査を概観し、その方法の一般的動向について述べる。

### 1 調査目的

各研究調査が、それぞれにその目的をうたっているが、それらをまとめれば次のように整理できる。各調査目的が次のいずれかに分類できるというより、これらのいくつかを組み合わせるとして目的としているといった方が正しい。

#### (1) 再犯状況、再社会化過程の把握

いずれの研究も、少年院出院者が、どのような過程を経て再非行に陥っているか、または再非行に陥ることなく再社会化されているか、その事実関係をなるべく詳細に把握することに目標の基礎をおいている。施設内処遇の実施担当者として、その対象者がその後どのような経過をたどっているかを知らうとすることは、知的興味というより職業的誠実さの表現として、ある意味で極めて自然なものといえるであろう。

#### (2) 再犯促進要因、再犯抑止要因の分析

多くの研究は、単に事実関係の把握にとど

まらず、それに加えて、そうした再犯なり更生なりの結果を生み出すに影響したと思われる諸要因の分析に力を注いでいる。方法としては、出院者に関する諸要因をあらかじめリストアップしておき、成行結果との統計的な相関をみる方法が採られている。

#### (3) 少年院における処遇の評価、改善

(2)の要因分析により、在院中の処遇に関する要因がどのように成り行きにかかわっているか、あるいは成り行きに重要な影響を及ぼすと思われる要因に処遇がどのように対処してきたかを再検討することにより、少年院における処遇(成績評価等も含む。)を見直し、その改善を図ることを目的としているものが多い。

#### (4) 在院中の環境調整、仮退院後の保護観察の評価、改善

施設が主体となって行い処遇とは別に、更生保護機関が在院中に行う環境調整及び仮退院後の保護観察が成り行きとどのようなかわりをもっているかを検討し、その改善を図ろうとするものもある。数は少ないが、保護関係機関が中心となって実施された調査の目的に見られる。

#### (5) 再犯予測因子に基づく再犯予測

再犯予測因子を仮説して再犯予測を行い、実際の再犯結果との一致率を見ようとするもので、過去に数例ある。

## 2 調査対象

### (1) サンプル施設(サンプル数)

調査主体によって、かなり格差が認められる。施設単位から全国調査まで、調査サンプル数で2桁から4000までの幅があった。

#### ア 単独施設

施設が単独で実施した調査のほとんどは、当該施設の出院者を対象としている。

#### イ 複数施設

これも以下に細分される。比較研究の目的に応じて、対象が選択されている。

#### (ア) 少年院種別(性別)

## (イ) 処遇課程別

## (ウ) 管内施設

矯正管区が主体となり、近隣施設と  
 合同で調査したものに多い。

## (エ) 外国施設との比較研究

自施設の成行結果を外国施設のそれ  
 と比較したものが、2例認められた。  
 法制度や非行・犯罪に対する社会意識  
 等が異質である点、比較評価には慎重  
 でなければならないが、今後同種の  
 研究が継続される必要はあろう。

## ウ 全国施設

全国の全施設を対象としたものに、昭和  
 61年の法務総合研究所の調査がある。

## (2) 出院事由別

## ア 仮退院

専ら仮退院者のみを調査対象とするものが、  
 特に施設単位での研究に多い。これは、調査  
 方法が、後述のように保護観察成績報告書等  
 の保護観察所からの情報に限定されるため、  
 退院者の動静が十分把握できないことによる。

## イ 仮退院及び退院

退院者の予後を正確に把握するためには、  
 警察・検察関係の資料が不可欠であるが、施  
 設単位の調査能力ではなかなかそこまで及び  
 がたい。

## (3) 出院期間

いずれの調査も、特定期間の出院者を対象  
 としている。その期間は、3か月から数年ま  
 で多様であるが、1年間と区切ったものが標  
 準的である。

## 3 調査方法

## (1) 本人、家族からの資料

具体的には、本人、家族への郵送等による  
 アンケート照会による。実例としては、かなり  
 古く実施された調査に1例見られた。以前は  
 かなり有力な調査方法であったようだが、  
 今日では用いられることはほとんどない。そ  
 の理由としては、①人権上の問題が多い、②  
 回収率が低い（特に未回収の対象者に再犯把

握の観点から意味のあるものが多いと思われ  
 る。）、③回答内容が客観性に欠ける、こと  
 などが挙げられる。

ただし、再犯により現に矯正施設に収容さ  
 れている者については、アンケート調査ない  
 しは聞き取り調査が可能であり、現に実施例が  
 ある。

## (2) 少年鑑別所関係の資料

各矯正管区保護少年分類規程により、少年  
 院出院者が少年鑑別所に収容された場合には、  
 少年院出院者再入通知書により出院少年院長  
 に通知する取扱いが一般になされている。こ  
 れが再犯状況を知る情報源となる。ただし、  
 矯正管区によって一部取扱いが異なり、すべ  
 てのケースに通知がなされているわけではな  
 く、またいうまでもなく再犯があっても観護  
 措置がとられなければそれを認知できない。  
 したがって、この資料だけで再犯状況を把握  
 するのは不可能であり、あくまで次の保護観  
 察関係資料を補完するものとして活用されて  
 いる。

## (3) 保護観察所関係の資料

最も一般的に再犯状況把握のために活用さ  
 れている情報源である。具体的資料としては、  
 次のようなものがある。

## ア 保護観察所、保護司への照会

アンケート調査ないし実際に往訪しての聞  
 取り調査、書類調査がある。

## イ 保護観察成績報告書

保護観察終結時に出院少年院に保護観察所  
 から通知する運用とされている標記報告書を  
 資料とする。最も一般的な簡易な方法である。

## ウ 保護観察経過報告書

毎月担当者（ケースによっては主任官）が  
 保護観察所長に提出することとされている標  
 記報告書を資料とする。

## エ 退院申請書、戻し収容申請書

イに添付されることとなっている標記申請  
 書も具体的資料とされている。

## (4) 警察庁、検察庁関係の資料

保護観察に付されない退院者の成人後の再犯の有無を把握するためには、どうしてもこの種の資料を入手する必要がある。法務総合研究所などが過去に大規模に実施した成行調査は、おおむねこの資料によっている。しかし、昨今は個人情報保護の観点から、入手が困難な状況にある。

ア 警察庁保管の指紋票

イ 警察庁保管の資料

ウ 検察庁保管の少年調査票、犯歴カード

#### 4 予後の良否、再犯の定義

これにも、次のような例がある。

##### (1) 引受人の判定

保護者等へのアンケートにおいて、保護者等引受人に聞くものである。常時生活をともにする者であって、入院前の状況とのつながりにおいて評価できる長所はあるが、矯正効果に対する期待度の違いもあり、指標としては、多分に主観的であり客観性に欠ける。

##### (2) 保護観察の成績の評定による分類

具体的には、保護観察成績報告書の成績の評定によるものであり、「良」、「やや良」、「普通」を良域とし、「不良」、「評定除外」等を不良域とするものが多い。

「保護観察の成績の評定について」（保護局長通達）により一応の基準は示されているが、これも多分に主観的であり、客観性に欠けることは否めない。

##### (3) 犯罪、非行の認知

調査によっては、どのレベルか、必ずしも明確でないものがあつた。公的に認知されない暗数の問題もある。

##### (4) 逮捕、少年鑑別所収容等の捜査、審判段階での身柄拘束

指標としては客観的であり、保護観察中であれば、ほとんど把握されているものと思われる。

##### (5) 少年院、刑務所等矯正施設への再収容

指標としては客観的であり、漏れも少ない。矯正施設の出院者の再犯であるから、同レベ

ル以上の処分を受けた場合とすべきであるとの意見もある。ただし、施設収容解除直後の再非行については、処遇効果の観点から再収容に抑制的に働くことも考えられる。

実際には、(4)と(5)を組み合わせ、「再犯なし」、「再犯・非収容」、「再犯・再収容」の三つのカテゴリーに分類して調査するものが多い。

#### 5 追跡期間

追跡期間の設定も、成り行き把握の上からは大きな意味を持っている。

##### (1) 追跡期間が一定か否か

ア 追跡期間が一定

(ア) 特定期間に足りないケースは除外したもの

(イ) 特定期間内に保護観察が終了したものは、適宜の方法で終了後も期間満了までフォロー・アップしたもの

イ 追跡期間がまちまち

施設単位で行われた簡易な調査では、このように、保護観察終了時点で区切った、期間がまちまちなものが多い。年長少年の成人後の再犯状況が把握されていないことから、比較には慎重でなければならない。

##### (2) 追跡期間の長さ

追跡期間を一定に区切ったものの実例として、3か月から、10年くらいまで多様にある。

どのくらいの期間設定が、再犯状況を把握する上で妥当であるか、調査に要する期間・コスト、施設内処遇以外の要因の排除等の観点から、様々に議論がある。再犯をおおむね把握するには、追跡期間として1年から2年を要するという意見が有力である。

出院後の期間ごとの累積再犯率の実例を、いくつか参考までに掲げておく。

(実例1) 2年間の調査での再犯状況(注2)  
6か月未満 30.4%、1年未満 63.0%、1年半 88.0%

(実例2) 5年間の調査での再犯状況(注3)  
特別少年院ケース、中等少年院ケースの両

群とも、出院後2年までの間にかなり急速に再犯率が上昇し、それ以後はきわめて緩やかに、ほとんど水平に近い状態であらうじて上昇している。

(実例3) 5年間の調査での再犯状況(注4)

男子についての再犯累積率(再犯は、逮捕のみと再収容の計)

3月以内16.3%, 6月以内32.5%, 9月以内45.2%, 1年以内55.4%, 1年6月以内68.3%, 2年以内76.3%, 2年6月以内82.8%, 3年以内88.1%, 3年6月92.5%, 4年以内97.2%

## 6 調査項目

研究方法として、成り行きに影響を及ぼすあるいは相関があると思われる要因を調査項目として事前にリストアップし、それと成り行き結果との相関をみる方法が採られているが、実際に調査項目としてあげられた項目は極めて多様である。

それらを一定の観点から分類すれば、次のように分けられる。

### (1) 内容による分類

例として、ア 資質面、イ 環境面、ウ 処遇面、に分類したものがあ

### (2) 時系列による分類

整理すれば、次のように分けられる。

ア 入院前の状況、イ 入院時の状況、ウ 在院中の処遇、エ 出院時の状況、オ 出院後の保護観察、 出院後の状況

### (3) 可変性の有無による分類

ア 1回性の要因、例～初発非行、生育史上の事実など

イ 可変性のある要因、例～生活設計、職業的技能、更生意欲など

アの要因の除去ないし軽減は不可能である。アは、その意味で再犯要因ではなく、再犯予測因子と呼ばれることもある。

## III 成行調査の実施上、評価上の問題点についての考察

これまで過去に行われた成行調査の方法の

一般的動向をみてきたが、それを踏まえて成行調査の実施上、評価上の問題点について若干の考察を試みることにする。

### 1 再犯概念の未確立

非再犯・再犯、成功・失敗、予後良好・不良といった概念規定が必ずしも確立されておらず、その定義が各種調査によって異なるため、それにより再犯率も異なるなど単純に結果を比較できない。

どの段階で再犯等の線を引くことが処遇効果を検証する上で意味があるのか、同じデータを基に角度を変えて分析し、比較検討してみる必要があると思われる。

### 2 追跡期間の設定、その期間内の再犯の厳密な把握の困難さ

再犯概念の定義とともに、追跡期間の長短、再犯把握の精粗によっても再犯率は大きく異なる。保護観察所のデータを用いれば、退院又は期間終了後の再犯の把握がもれるので、それをカバーする方法が必要となる。現実にはこれがなされておらず期間が不ぞろいな研究が多い。また再犯通知などの受動的な情報収集のみによっては、厳密な再犯状況の把握は困難である。とはいうものの、施設が独自の調査能力を持たないことにジレンマがある。

先行研究によれば、期間については、最低1年以上の期間が全ケース一律に担保されることが望ましいように思われる。

### 3 再犯促進要因又は抑止要因として関連があると思われる資質面、環境面、処遇面などの各種要因を網羅することの困難さ

再犯を促す又は再犯を抑止する各種の要因をあらかじめ網羅することは極めて困難である。現実には極めて多くの要因が互いに複合して作用していることが予想されるが、それらを事前に全てリストアップすることは事実上不可能に近い。

また加齢による成熟、結婚、家族の誕生・死亡などの個人史におけるイベントなど、ケーススタディにおいては把握し得る重要な要因

が、統計的には捨象されざるを得ない。また、統計的に意味を持たせるには、ある程度のデータの集積を必要とするものと思われる。

#### 4 各種要因についての正確な評価の困難さ

3において設定された要因について、限られた資料をもとに正確に客観的な評価を行うことは極めて困難である。特に、事前に調査項目が立てられており、処遇しながら同時に評価を記録するのであれば別だが、調査の時点で過去を回顧的に評価することには、資料の制約もあり、困難が伴う。各種調査も、事前に調査計画を立てて意図的、計画的に資料収集に努めることの必要性を指摘している。

また、特に矯正処遇の効果の検証の意味からは重要な、少年院における各種の処遇の内容・方法及びその効果を客観的に記述する方法が十分に確立されていないので、資格・免許の取得、賞罰、在院期間といった外形的な指標でそれに代替させている研究が多い。確かに少年院における在院者への働きかけは包括的であり定量化になじみにくい部分が多いことも事実であるが、それを口実にいつまでも停滞していることも許されないのであって、処遇内容・方法、効果を客観的に記述する方法を工夫することが早急に求められている。

さらに付け加えるなら、潜在的カリキュラムの問題もある。これについても、教育社会的視点からの切り込みに期待したい。

#### 5 成行結果を施設内処遇の効果に直結させることの危険性

3で述べたように、成行結果は、各種の要因が複合した結果であり、施設内処遇が及ぼす影響はその重要な要因の一つではあってもすべてではない。出院後の保護観察、様々な予測しがたい出来事など、プラス・マイナスの諸要因が影響していることが容易に想像される。

また、比較対象する要因以外の諸要因が同質に統制された比較対象群としての統制群を設定することが望まれるが、それが事実上不

可能である以上、特定の要因と成行結果との因果関係については、その可能性を推測する限度にとどまらざるを得ない。結果の評価には一層の慎重さが求められる。

#### 6 成功者に対する調査の限界

施設内処遇の効果を検証するには、再犯者の再犯過程を検討するよりも、むしろ再犯に陥っていない少年の更生過程を調査し、その再犯抑止要因の分析をインテンシブに行うことの方が重要ではないかとの指摘がある。しかし、現実には人権上の制約からそのような調査は現実には実施しがたい。

このようなアプローチも今後検討に値する。

#### IV おわりに

計画・実施・評価の管理のサイクルは、矯正教育の教育課程の管理においても重要な意味を持つものであるが、従来から、少年院の矯正教育において、評価の機能が弱く、また評価が次の計画に必ずしも十分にフィードバックされていないとの批判が見られた。成行調査の結果は、必ずしも矯正教育の評価そのものではないが、その評価に貴重な素材を提供してくれることも事実である。成行調査の結果については本論でも述べたとおり、過大な評価も過少な評価も慎まなければならない。今後も成行調査を様々な角度から継続して行いながら、その事実が矯正教育に示唆するものを正當に汲み上げていく努力が必要とされるであろう。

#### 注

(1) 成行調査の動向について触れた文献として、次のようなものがある。

浜 孝明「成行調査の動向」矯正教育研究 35 巻

大住猛雄「矯正処遇における処遇効果の意味と問題点」刑政 100 巻 1 号

(2) 福岡少年院「仮退院者の成行調査について」九州矯正 23 巻 4 号

(3) 樋口幸吉「非行少年の成行に関する研究」

法務総合研究所研究部紀要 1964

- (4) 茅場 薫ほか「少年院出院者の成行きに関する研究（第1報告）」法務総合研究所研究部紀要 29